広島県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月十二日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県規則第三十五号

広島県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する。 広島県警察関係手数料条例施行規則 (平成十二年広島県規則第四十二号) の一部を次の

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

別表 (第三条関係) (略)	第二条 (略) (手数料の徴収時期) (手数料の徴収時期)	改 正 後
別表(第四条関係)(略)	第十三号に掲げる講習の受講を申し込む時数料 同法第百八条の二第一項第十号又はて「法」という。)の項に規定する通知手二 条例別表道路交通法(以下この項におい一・二 (略) (手数料の徴収時期)	改 正 前

附則

この規則は、令和四年五月十三日から施行する。